

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 次に、質問順位2番 5番議員 嘉屋富公君。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 おはようございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

私自身スクールガードとして10年以上小学生の通学を見守ってきましたが、危険とを感じる点があります。雨天時には全ての児童が傘をさして通学しています。

背中にランドセルを背負い、手には荷物を持ち、そのうえ傘を持てば両手がふさがってとても危険な状態で通学しています。滑って転倒しても手がふさがっていると、手をついての受け身ができない状態であり、また前の人が急に止まって、顔に当たりそうになったのを何度か見てきました。

そこで、私の長年のスクールガードとしての経験をふまえて質問いたします。以前のように雨合羽、レインコート、ポンチョ等を選択肢として着用を許可できないか、今ではいろんなカラフルな色があり、それぞれかわいいものが揃ってきます。それによって手が空き、安全性を確保できると考えるのですがどう思われますか。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 ご質問にお答えいたします。

雨天時には、以前のように、レインコート等の着用を許可できないかという校則に関するご質問ですので、小学校に確認した内容を基にお答えしたいと思います。

小学校からは、これまでレインコート等の着用を禁止したことはなく、現在も、天候に合わせて着用して登下校する児童、低学年の児童が数名ですけれども、そういった児童はいるという

ことでございました。

最近のレインコートは、フードの一部が透明で視認性に配慮したものやランドセルの上から着ることのできるものなど、デザインや機能も多様化してきておりますが、フード付きのレインコート等を着ると周囲の音が聞こえづらくなったり、透明フードであっても視野が狭まったりする危険性があるとも言われております。

議員のおっしゃるように、傘についても「手がふさがって、転倒した時に十分な受け身ができない」や「傘の先端部分や骨の先が周りの人にあたると危険」という話も耳にいたします。

また、登下校に要する距離時間によっても、傘とレインコートのどちらがよいのかという必要性は変わってくるようです。

蒸し暑い雨の日に、レインコートの長時間着用は中が蒸れ、熱中症に気をつけなければなりません。

このように、傘やレインコート等を使用する際のメリットやデメリット、必要性などを勘案して、各児童・各ご家庭で判断・選択していただければというふうに思っております。

議 長 嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員 先程の答弁の中で、禁止はされていないと言われました。しかしながら、現在の小学校には傘を置くスペースはありますが、カップ等を掛けるラックやスペースはありません。今後設置の検討はできないでしょうか。

議 長 重岡教育長。

重岡教育長 レインコート等を着用して登校した児童は、玄関で脱いだ後、水滴を払い、それを持って各教室に向かいます。

現在、各学年の普通教室の隣には少人数指導などで利用する余裕教室がございます。その教室を利用して乾かしているので設置の検討はしなくても大丈夫ということでした。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

はい、十分に理解いたしました。私もずっとスクールガードを続けている以上児童の安心安全をモットーに考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

雨天時にはたまに傘をさして自転車に乗っている小中学生を見かけたり、自転車で右側を通るのも見かけているようです。どのような指導をしているのでしょうか。

私たちが和木小学校の頃は自転車運転免許証があり、安全指導がなされていました。現状ではどうなっているのかお伺いします。

議長

重岡教育長。

重岡教育長

議員ご承知のとおり、自転車の通行方法は道路交通法で規定されております。それには、自転車は軽車両と位置づけられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側に寄って通行しなければならないとあります。しかしながら、朝の通勤・通学時には、文化会館前の県道を和木駅方面に向かっての右側を走行していく姿を見かけることがあります。その際には、私も「自転車は、左側を走行しましょう」などの声かけで注意喚起をしております。

また、傘さし運転、スマートフォンや携帯電話の使用、イヤホンやヘッドホンで音楽を聴くなども道路交通法及び都道府県条例、山口県では道路交通規則でございますが、禁止をされております。

もしこのような小中学生を見かけられましたら、ぜひ、リアルタイムで注意喚起の声かけをしていただくようお願いをしたいと思います。なお、交通規則等については、小中学校では、ホームルームの時間や特別活動の時間において、繰り返し巻き返し指導を行っております。特に、小学校の地区児童会では、地域の実情に合わせた指導もしております。

小学校の自転車に乗れる範囲、小学校では、自転車はヘルメット着用ということを校則に位置づけておりますけども、低学年は保護者同伴で、中学年は町内、高学年は町内及び旧大竹町内、装束地区、この大竹地区、装束地区につきましては、保護者の許可があつて、通院や通塾に限り、みどり橋までの旧大竹町内と装束地区というふうに限定しておりますけども、このようにしておりますので、行動範囲の広がる小学校3年生への進級後に、山口県警本部または岩国警察署の担当職員による交通教室、自転車の乗り方を中心とした交通教室でございますが、これを実施しております。

以前、もう昭和時代のことになりますけども、以前は、小学校独自で自転車運転の実技講習やテストを実施し、合格者に自転車運転免許証を発行しておりましたが、この免許証は法律上の効力はないことから平成時代になった頃に止めております。

免許証廃止後は、3年生での先程お話ししました交通教室の受講後、保護者の判断により自転車に乗ることができるということでございます。

議 長 嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員 今後の和木町を担う小学生、中学生の交通安全、これは地域ぐるみで指導、または安全を確保してまいりたいと私も考えます。今後とも安全に対しては十分配慮して、皆さんで協力して交通安全を守っていきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議 長 再質問ございませんか。

嘉 屋 議 員 ありません。

議 長 再質問がないようですので、以上で嘉屋富公君の一般質問を終わります。